

健康福祉局 資 料	No. 4
--------------	-------

課 名	令和8年7月17日 健康福祉局食品生活衛生課
担当者	食品衛生担当監 大原
内 線	3102

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定骨子案について

1 趣旨

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の取組期間が、令和8年10月末で終了することからこれまでの取組の成果と課題等を踏まえて改定する。

2 骨子案の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

(2) 計画の位置付け

食品の安全安心確保のための計画

（「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における「治安・暮らしの安全」の「食品の安全・安心確保対策」に関する分野別計画）

(3) 改定における基本的な考え方

現行プラン（令和3年3月策定）に基づいたこれまでの取組により、大規模な食中毒事案の発生が少なく抑えられるとともに、事業者の自主回収対応が迅速化してきていることなど、食品の安全・安心確保に向けて、一定の成果が表れていることから、今回の改定においては、「あるべき姿」、「領域の設定と目指す姿」、「基本的な視点」、「行政、生産者、事業者及び消費者の役割」及び「施策体系」を現行プランから引き継ぐ。

また、取組の柱ごとの「基本施策における取組」及び「数値目標」については、振り返りで判明した各取組における課題や社会情勢の変化等を踏まえて見直す。

(4) あるべき姿及び目指す姿

ア あるべき姿

「みんなで創る安全な食品を安心して食べることができる社会」

イ 目指す姿

（ア）施策領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

（イ）施策領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。

(5) 施策体系

施策領域	取組の柱	取組の方向	基本施策
安全な食品の提供	衛生管理	生産段階での安全確保	安全な農産物の生産
			安全な畜産物の生産
			安全な水産物の生産
		製造・加工・流通段階での安全確保	自主衛生管理の推進
			監視指導体制の強化
			食品検査体制の充実
			輸入食品の安全対策の推進
	危機管理	危機管理事案の早期収束	危機管理体制の整備
			危機管理対応の徹底
安心感の醸成	食品表示	食品表示の正確な情報伝達	適正な食品表示の推進
			食品表示に対する監視指導の充実
		食品表示の信頼性の確保	食品表示活用の啓発
	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの推進	食品の安全性に関する情報発信
			生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進
			消費者への正しい理解の普及

(6) 柱ごとの主な見直し内容

【施策領域Ⅰ 安全な食品の提供】

ア 衛生管理

事業者に対して、HACCPの実践をはじめとした自主衛生管理の徹底を促すとともに、引き続き食中毒の発生防止に取り組む。

イ 危機管理

事業者の迅速的確な自主回収対応を推進し、引き続き、自主回収事案発生時の被害発生や拡大防止に向けて取り組む。

【施策領域Ⅱ 安心感の醸成】

ア 食品表示

事業者に対する監視指導や表示ミス対策の啓発を強化し、食品表示の適正化に向けて取り組む。

イ リスクコミュニケーション

消費者に対して、食品の安全性に関する正確かつ分かりやすい情報の普及啓発を強化し、食品の安全性に関する正しい知識の普及に向けて取り組む。

3 スケジュール

	令和8年7月	8月	9月	10月
常任委員会	●骨子案	●素案	●集中審議	改定
食品安全 推進協議会	●骨子案	●素案		
その他		 パブリックコメント		

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定骨子案について

1 要旨

食品の安全・安心確保に向けて、生産者、事業者、消費者及び行政（関係課及び保健所設置市を含む。）が連携しながら取り組んできた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下「プラン」という。）の取組期間が、令和8年10月末で終了することから、これまでの取組の成果と課題等を踏まえて改定する。

2 プランの位置付け等

(1) 位置付け

食品の安全性確保のための計画（安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン 領域「治安・暮らしの安全」の「食品の安全・安心確保対策」に関する分野別計画）

(2) 取組期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

3 プランの改定骨子案

現行プラン（令和3年3月策定）に基づいたこれまでの取組により、大規模な食中毒事案の発生が少なく抑えられるとともに、事業者の自主回収対応が迅速化してきていることなど、食品の安全・安心確保に向けて、一定の成果が表れていることから、今回の改定においては、「あるべき姿」、「領域の設定と目指す姿」、「基本的な視点」、「行政、生産者、事業者及び消費者の役割」及び「施策体系」を現行プランから引き継ぐ。

また、取組の柱ごとの「基本施策における取組」及び「数値目標」については、振り返りで判明した各取組における課題や社会情勢の変化等を踏まえて見直す。

(1) あるべき姿

「みんなで創る安全な食品を安心して食べることができる社会」

(2) 領域の設定と目指す姿

施策領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

施策領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。

(3) 基本的な視点

○ 科学的根拠に基づく取組の推進

食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組みます。

○ 情報の提供による透明性と信頼性の確保

食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。

○ 自主的な取組の推進

食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

(4) 行政、生産者、事業者及び消費者の役割

○ 行政の役割

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

○ 生産者・事業者の役割

食品の安全・安心確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し、食品の安全確保を図ります。

○ 消費者の役割

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と生産者、事業者、行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

(5) 食品の安全に関する現状と課題

別紙2のとおり。

(6) 施策体系

施策領域	取組の柱	取組の方向	基本施策
安全な食品 の提供	衛生管理	生産段階での安全確保	安全な農産物の生産
			安全な畜産物の生産
			安全な水産物の生産
		製造・加工・流通段階での安全確保	自主衛生管理の推進
			監視指導体制の強化
			食品検査体制の充実
			輸入食品の安全対策の推進
	危機管理	危機管理事案の早期収束	危機管理体制の整備
			危機管理対応の徹底
安心感の 醸成	食品表示	食品表示の正確な情報伝達	適正な食品表示の推進
		食品表示の信頼性の確保	食品表示に対する監視指導の充実
			食品表示活用の啓発
	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの推進	食品の安全性に関する情報発信
			生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進
			消費者への正しい理解の普及

(7) 基本施策における取組及び数値目標(取組の柱ごとの課題、今後の方向性及び数値目標の改定)

領域Ⅰ 安全な食品の提供

ア 衛生管理

(ア) 課題

- ・食中毒の発生状況は、コロナ禍以降、全国的に増加傾向にあり、特にノロウイルスによる食中毒が多発している。
- ・事業者における HACCP の理解はある程度進んだが、小規模な事業者をはじめとして、HACCP を実践していないと考えている事業者も多く存在している。

(イ) 今後の方向性

- ・食中毒予防対策については、近年の食中毒の病因物質として多数を占めるノロウイルス対策の周知啓発等をはじめとして、引き続き衛生管理の徹底に取り組む。
- ・HACCP の推進については、事業者が HACCP を実施できている状態を目指して、事業者の実態に即した丁寧な監視指導に取り組む。

(ウ) 数値目標の改定

① 食中毒予防対策

従前の「有症者 50 人以上の集団食中毒事件数(過去 5 年平均)」から、食中毒の規模にかかわらず食中毒の発生を防止するため、有症者 50 人未満の食中毒を包含した指標として、「人口 10 万人当たりの食中毒患者数」に改める。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年)	目標値 (令和 7 年)	実績値 (令和 7 年)
有症者 50 人以上の集団食中毒事件数(過去 5 年平均)	2.6 件	2.0 件以下	1.0 件

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)
人口 10 万人当たりの食中毒患者数 [人]	13.7	検討中

② HACCP の推進

従前の「講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合」から、事業者の HACCP の実施状況を測る指標として、「一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合」に改めるとともに、原則全ての事業者が HACCP を実践できている状態を目指して取り組む。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	—	70%	72%

【改定後の目標】

指標	現状値	目標値 (令和12年度)
一斉監視におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合	—	検討中

イ 危機管理

(ア) 課題

・違反食品や健康被害のおそれがある食品の自主回収の大部分が、迅速に行われるようになってきているが、一部では、届出時点において店頭撤去や販売先への連絡等、回収の対応が十分ではない事例もみられる。

(イ) 今後の方向性

・被害の発生や拡大を防止するため、事業者が迅速かつ的確に回収対応に着手することができるよう、危機管理対応や体制整備に係る周知啓発及び監視指導に取り組む。

(ウ) 数値目標の改定

従前の「回収着手報告書提出までの所要日数」から、事業者が迅速かつ的確に回収に着手できているかを測る指標として、「自主回収事案における回収着手までの所要日数」に改め、事業者が自主回収事案を探知してから店頭販売品の撤去や販売先への連絡又は店頭POP等による周知等、自主回収の着手が迅速かつ的確に実施されるよう取り組む。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
自主回収着手報告書提出までの所要日数	—	1日以内	中央値1日 平均値0.9日

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自主回収事案における回収着手までの所要日数	中央値0日 平均値0.4日	検討中

領域Ⅱ 安心感の醸成

ア 食品表示

(ア) 課題

・食品表示（不良）による自主回収の件数は減少しておらず、期限表示やアレルギーの誤記載又は表示漏れ等のチェックミスによるものが多く発生している。

・現行プランの数値目標としてモニタリングしている食品表示法の規定に基づく食品自主回収の届出は、消費期限やアレルギー等の食品の安全性に係る事項の違反（不良）のみがその対象であるため、原料原産地や栄養成分表示に係る事項等の状況は反映されていないが、行政による食品表示一斉点検等の監視指導では、こうした事項の不備も多くみられている。

(イ) 今後の方向性

- ・食品表示の監視指導の強化や、表示ミスの事例紹介等食品表示講習会の内容の充実を図ることにより、事業者等が食品の正確な情報を消費者に提供することができるよう取り組む。

(ウ) 数値目標の改定

従前の「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）」を、引き続きモニタリングしていくとともに、販売されている食品において、原料原産地や栄養成分表示に関わる事項等を含めた食品表示の適正状況を捕捉するため、「食品表示一斉点検において改善指導を受けた施設の割合」を追加する。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
表示違反（不良）による 回収件数（過去3年平均）	18件	8件以下	22件

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
表示違反（不良）による 回収件数（過去3年平均）	22件	検討中
食品表示一斉点検において 改善指導を受けた施設の割合	54%	

イ リスクコミュニケーション

(ア) 課題

- ・事業者等の苦情対応において、事業者と消費者の間で対話が十分に行われなかったと考えられる事例がみられるが、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにもかかわらず、苦情者の納得が得られないケースも含まれている。
- ・行政や事業者等がリスクコミュニケーションの一環として発信している情報が、消費者に十分浸透している状況とはなっていない。

(イ) 今後の方向性

- ・消費者に対するアンケート調査の機会を活用するなど、消費者への普及啓発を強化していくことで、消費者に食品の安全性に関する正しい知識が普及するよう取り組む。

(ウ) 数値目標の改定

従前目標としていた「食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」には、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにもかかわらず、苦情者の納得が得られないケースも含まれることが判明したため、行政や事業者等と消費者間のリスクコミュニケーションの結果を測る指標として、「消費者における食品安全に関する知識の普及率」に改める。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10 %以下	19%

【改定後の目標】

指標	現状値	目標値 (令和12年度)
消費者における食品安全に関する知識の普及率※	—	検討中

※消費者における食品安全に関する知識の普及率は、包括連携協定による取組や、消費者団体との連携等により消費者アンケートを実施する。

食品の安全に関する現状と課題（現行プラン（令和3年3月策定）の振り返り）

1 現行プランの全体的な総括

・これまでの取組により、計画策定時から事業者の HACCP 理解が浸透してきているとともに、大規模な食中毒事案の発生は少なく抑えられ、また、事業者の自主回収対応が迅速化してきていることなど、食品の安全確保において一定の成果が表れてきている。

・一方で、食品表示違反（不良）による自主回収の件数は減少しておらず、また、事業者と消費者の間の対話が不十分な事例もみられることなど、食品に対する安心感の醸成に当たっては、課題もみられている。

・数値目標の達成状況については、「施策領域Ⅰ安全な食品の提供」では、「衛生管理」、「危機管理」とも数値目標を達成した一方で、「施策領域Ⅱ安心感の醸成」では「食品表示」「リスクコミュニケーション」とも数値目標が未達成（見込み）となった。

【数値目標と達成状況】

取組の柱	指標	計画策定時 (令和元年)	目標値 (令和7年度)	実績 (令和7年度)	達成 状況
衛生管理	有症者 50 人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)	2.6 件	2.0 件以下	1.0 件	達成
	講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	—	70 %以上	72%	達成
危機管理	回収着手報告書提出までの所要日数	—	1 日以内	中央値 1 日 (平均 0.9 日)	達成
食品表示	表示違反 (不良) による回収件数 (過去3年平均)	18 件	8 件以下	22 件	未達成
リスクコミュニケーション	食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10 %以下	19%	未達成

2 取組の柱ごとの現状・課題と要因

領域Ⅰ 安全な食品の提供

ア 衛生管理

数値目標の達成状況①

指標	計画 策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	達成 状況
有症者 50 人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均) (件)	2.6	2.0 以下	1.2	1.0	0.6	0.8	1.0	達成

現状・課題及び要因①

現状・課題	要因
○有症者 50 人以上の食中毒の発生件数は、新型コロナを契機として大きく減少した。 ○令和 6 年以降は、増加傾向に転じている。 ○近年の大規模食中毒の病因物質は、大半がノロウイルスである。	○大規模事業者等に対する重点的な監視指導等従前からの食中毒予防の取組に加え、コロナ禍においては飲食店での会食等が減ったことや手洗い、手指消毒等が徹底されたことが要因と考えられる。 ○コロナ禍以降は、県民の社会経済活動の回復とともに、上記の新型コロナの影響と考えられる要因が無くなったことから増加につながっていると考えられる。 ○ノロウイルスは感染力や環境に対する耐性が強く、かつ、感染者は大量のウイルスを排出するため、一般的な細菌性食中毒等と比べ、手洗いや加熱殺菌等の食中毒予防対策を徹底しないと大規模な食中毒につながりやすいことが要因と考えられる。

数値目標の達成状況②

指標	計画策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	達成状況
講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	—	70% 以上	57%	69%	67%	68%	72%	達成

現状・課題及び要因②

現状及び課題	要因
○令和 7 年度の実績は、数値目標を達成し、事業者は HACCP の理解が普及してきている。 ○アンケート結果を業種別に解析すると、製造・加工業等の業種に比べて飲食店の理解度が低い状況となっており、こうした小規模事業者を中心に、	○要因としては、 ・監視指導や講習会の実施等の取組を継続してきたこと ・HACCP が制度化されてから 5 年以上が経過し、製造業等において、HACCP が浸透してきていること等が考えられる。 ○小規模事業者において理解や定着が進んでいない要因としては、 ・一般消費者を対象とする飲食店等は、取引先から HACCP の実施を求められる製造業等と比べ、HACCP 実施の必要性を認識しづらいこと

HACCP の理解が十分に浸透した状態とはなっていない。 また、HACCP を理解していても、実践していないと考えている事業者も多く存在している。	・小規模事業者はごく少人数で営業している場合も多く、多忙であり、講習会の受講等により HACCP を学ぶ時間や、衛生管理計画の作成等 HACCP の実践のために時間を割くことが困難であることが考えられる。
--	--

イ 危機管理

数値目標の達成状況

指標	計画 策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	達成 状況
回収着手報告書提出までの所要日数	—	1 日 以内	2 日* 〔平均〕 〔6 日〕	1 日* 〔平均〕 〔2.5 日〕	1 日* 〔平均〕 〔2.0 日〕	1 日* 〔平均〕 〔1.0 日〕	1 日* 〔平均〕 〔0.9 日〕	達成

※中央値

現状・課題及び要因

現状及び課題	要因
○違反食品や健康被害のおそれがある食品の自主回収の大部分が、迅速に行われるようになってきている。	○要因としては、 ・改正食品衛生法により自主回収の届出制度が施行されてから 5 年が経過し、この制度が事業者によく浸透したこと ・国システムによる電子申請が普及し、自主回収着手報告書の提出や内容確認等の処理が迅速に行えるようになったことが考えられる。
○一方で、一部では届出時点において店頭撤去や販売先への連絡等、回収の対応が十分ではない事例もみられた。	○回収対応が十分ではない事例が発生する要因としては、情報収集や回収の手順等をマニュアルとしてあらかじめ定められていないことが考えられる。

領域Ⅱ 安心感の醸成

ア 食品表示

数値目標の達成状況

指標	計画 策定時	目標 R 7	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	達成状況
表示違反（不良）による回収件数 （過去 3 年平均）	18 件	8 件 以下	21 件	21 件	22 件	18 件	22 件	未達成

現状・課題及び要因

現状及び課題	要因
○食品表示の不良による自主回収の件数は、減少しておらず、期限表示やアレルギーの誤記載又は表示漏れ等のチェックミスによるものが多く発生している。 ○令和7年度に実施した食品表示一斉点検において、点検をうけた50施設中、27施設（54%）で食品表示の不備が確認され、期限表示やアレルギー等に関する不備の他、生鮮食品に係る名称等の表示や栄養成分表示に関する事項等にも不備がみられた。	○要因としては、消費者ニーズの多様化に対応するため、少量多品目の製造が行われており、頻繁に表示の切り替えが必要となっている一方で、 ・従業員教育の不足 ・人手不足によるチェック体制の不備 などが発生要因となっていると考えられる。 また、食品衛生法の改正により、食品自主回収の届出制度が創設され、行政への報告が義務となったことから、これまでよりも行政が自主回収事案を把握しやすくなったことも、未達要因の一つと考えられる。 ○不備の発生要因としては、 ・事業者の食品表示制度に関する理解が不足していること ・ラベル作成時や貼付時の確認ミス が考えられる。

イ リスクコミュニケーション

数値目標の達成状況

指標	計画 策定時	目標 R7	R3	R4	R5	R6	R7	達成状況
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10% 以下	11%	14%	10%	14%	19%	未達成

現状・課題及び要因

現状及び課題	要因
○食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合は、現行プラン策定時よりも減少しつつあったものの、R7目標には届いておらず、事業者等の苦情の対応や説明が不十分と考えられる事例がみられる。	○未達要因としては、一部の小規模な事業者等において、 ・苦情対応のマニュアルが整備されていないこと ・苦情処理のノウハウが不足しており、原因究明等の対応が実施されていないこと 等が考えられる。

○一方で、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにもかかわらず、苦情者の納得が得られず、保健所が調査し、苦情者へ説明することによって最終的には納得が得られた事例も含まれている。 ○令和5年度に実施した消費者アンケートにおいて、「食中毒予防の3原則」を「よく知っている」又は「ある程度よく知っている」と回答した者の割合が47.2%と低く、行政や事業者等が実施する普及啓発等のリスクコミュニケーションが、消費者に十分浸透していない。	○要因としては、SNSの発達により、様々な情報が日々拡散されているため、保健所等第三者による調査や説明を必須と考える消費者も増えていると考えられる。 ○要因としては、 ・情報発信ツールの不足 ・行政等の発信する情報を確認する時間がない 等が考えられる。
---	--